

「健康しが」活動創出支援事業にかかる質問回答（その他）

No.	カテゴリ	質問内容	回答	備考
1	その他	単独企業での応募はNGとありますが、協業先したい企業が健康しがの参画企業の中にあり、過去にコネクションがない場合はご紹介などして頂けるのでしょうか？	事業が採択されましたら、事務局からご希望される団体等におつなぎします。	
2	その他	他団体との連携ということですが、滋賀県内の団体ですか？	連携先の団体は滋賀県内外問いません。	
3	その他	過去の倍率等はどの程度でしょうか？	令和5年度は応募件数57件に対し、16団体に補助しました。	
4	その他	連携団体としては、使用している施設（キャンプ場）の運営団体も含まれますか？	場所を借りるだけでは連携団体に含めることはできませんが、取組実施のため主体的に関わっていく場合、連携団体に含まれます。	
5	その他	協業を希望する企業様がある場合、どちらにご連絡すればよろしいでしょうか？滋賀県の健康しが推進課様宛で宜しいでしょうか？	提出書類のうち「事業計画書」の「(4) 連携が見込まれる団体等および連携先に期待する役割」に連携を希望する団体をご記入ください。事業が採択されましたら、事務局からご希望される団体等におつなぎします。	
6	その他	自団体以外の企業・団体・学校・自治体の「団体」も任意の団体でもよろしいでしょうか？任意の団体に人数制限がないということですが、個人以上の2名でもいいということですか？	連携先として任意団体も可です。また、任意団体の人数についてはお見込みのとおりです。	
7	その他	どういった取組を連携というのか。	他団体と企画等の段階から協働して事業を実施することです。	
8	その他	総事業費のうち自己資金の割合は決まっていますか。	当補助金は定額補助のため、自己資金の割合は決まっておりません。	
9	その他	事業を実施する中で当初の見積もりから事業費にズレが生じる場合、どのように返金したらよいか。	当補助金は、事業終了後に精算払いくることとしておりますので、基本的に返金は生じません。場合によっては、概算払いも可能ですが、その際お渡しできる上限額は交付決定額の10分の9です。事業を実施する中で、見積額と実績額にズレが生じることが判明した場合は、「交付要綱」第7条に定めております条件に該当する場合（第7条の(2)）、変更交付申請をご提出ください。	
10	その他	事業継続のための支援とは具体的にどういったことをしてくれるのか。	例えば、滋賀県産業支援プラザの事業継続支援を専門とする部署におつなぎし、今後の活動についてサポートいただけるようにするなど、必要に応じて様々な機関とおつなぎすることで事業の継続を後押しします。	
11	その他	もし審査の結果助成いただけない場合であっても、自主的に事業を推進するために連携団体等に対し、貴庁からご紹介やお声がけいただけるのでしょうか。	「健康しが」共創会議は参画団体同士が連携していくためのプラットフォームとして常時活動しておりますので、連携のご希望がありましたら、可能な限りおつなぎいたします。	
12	その他	「健康しが」ののぼりについて、イベント等を実施する際にのぼりを使用することとありますが、小サイズのみでの使用でも構いませんか？	使用するサイズは問いません。	
13	その他	本事業で商品を製作する過程で生ずる工程を、地域施設に委託として依頼する予定でいます。今後、事業を進めていく上で何らかの修正があり当初委託を予定していた先を変更する場合も出てくると想定しています。これにより金額に差異がでた場合は修正申請する必要がありますか？またそれはどの程度の差異の時に必要でしょうか。	交付要綱第7条第1項各号に該当する場合、変更申請の提出が必要です。金額に関しては第2号にありますとおり、「補助金交付決定額の30%を超える補助金額の減額がある」場合、提出していただくこととなります。	
14	その他	消費税はこちらが負担する必要がありますか？	ご負担いただく必要があります。ただし、消費税法第30条第1項に規定する「仕入れにかかる消費税額の控除」の適用を受ける事業者である場合、交付要綱第12条にあるとおり、消費税額確定後に「消費税等仕入れ控除額報告書（別記様式第5）」をご提出ください。なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除額を県に返還する必要があります。	
15	その他	認められた申請額の100%を助成していただけるのでしょうか？	当補助金は定額補助です。審査の結果、助成対象に選定されても、応募された事業の内容などにより、事業費全体のうちどれだけ助成を受けることができるかは、団体により異なります。事業費全額が認められた場合は、100%の助成になりますが、計画していた事業費よりも少ない額で助成される場合もあります。減額になった場合も、自主財源をご準備いただくか、予算をかけない方法で計画とおりの内容を実施していただきます。	

No.	カテゴリ	質問内容	回答	備考
16	その他	申請額（要望額）が審査の結果、減額された場合はどのように事業を実施すればよいか。	応募段階の予算額より減額で交付決定がされた場合も、計画と同規模の事業を実施していただく必要があります。その場合は、自主財源をご準備いただくか、予算をかけない方法で工夫して実施していただけます。	
17	その他	事業推進員は、何をやるのか。募集要項には1名以上設置とあるが、複数設置が必要か。常時、県庁と連絡可能でなければならないのか。	募集要項6ページに記載のとおり、事業を中心となって推進するとともに、滋賀県との連絡調整を担っていただきます。1名以上設置が必要であり、1名でも構いません。2名以上設置するかどうかは団体で検討してください。県庁からの連絡は、基本的にメールとなります。常時電話にでなければならないというわけではありません。	
18	その他	申請額が上限額の申請ばかりではない場合、採択件数は増えると考えてよいのか。	予算の範囲内で採択させていただくので、点数が上位の事業の規模次第で採択件数の増減はありません。	
19	その他	過去の取組の詳細を確認できるホームページ等はあるか。	「健康しがポータルサイト」および県のホームページで紹介しているのでご参照ください。 https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/kenkou/r6hojyokin.html	
20	その他	事業額全体に対して自己負担額は必要か。	必ずしも自己負担を求めるものではありません。	
21	その他	概算払いが必要な場合とはどのような場合のことか。	事業内容からして精算払では事業が十分実施できない場合など個別に事業を確認し判断することになります。	
22	その他	活動の継続性について、助成事業と同じ内容でなくとも何らかの活動をしていればよいか。	助成対象と同じ活動を引き続き実施いただくことを想定しています。ただ、連携団体が増えるなど発展的な形で活動が変わっていくことは差し支えありません。	
23	その他	どの程度の期間の継続性を見込めばよいか。	期間は定めていないが、地域で継続的に活動いただきたいです。	
24	その他	補助金事業を通じてビジネスとして事業化する場合、専門家のアドバイスについて有料か。	今年度は「健康しが」企画運営会議の構成員からのアドバイスを予定しており、当該アドバイスについては無料である。	
25	その他	当助成金を使って、建築物を修繕する場合、建材について規制はあるのか。健康づくりに関する取組であれば、健康（人体）により建材を使う必要があるのか。	関係法令等に則った建材を使用していれば差し支えない。	
26	その他	補助を受けて購入した備品を他団体に有償でレンタルすることは差し支えないか	補助を受けて購入した備品を他団体に有償でレンタルしたり、売却、または無断で廃棄することはできません。そのことが判明した場合、補助金を返還していただく必要があります。	
27	その他	応募は1団体あたり1件となっているが、他団体の申請に自団体との連携が記載されていても差し支えないか	連携先に自団体が含まれていても差し支えありません。審査の過程で総合的に判断します。	
28	その他	計画していた事業において様々な事情（感染症蔓延等）により、一部ないし全部の事業が実施できなかった場合、どのような措置がとられるか	補助金の交付決定の取り消しまたは減額の変更の交付決定の対応が見込まれます。予定していた事業の一部または全部が実施できないと判明した時点で、県にご相談ください。	
29	その他	事業の周知について、県の広報誌への掲載等、ご協力していただくことは可能か？可能な場合、想定される周知方法について示されたい	例えば、以下の方法で周知協力することが可能です。 1. 「健康しが」ポータルサイトへの掲載 2. 「健康しが」公式Instagramでの発信 3. 「健康しが」共創会議参画団体メーリングリストでの発信 4. 滋賀県公式SNS（LINE、Facebook、ツイッター）での発信	
30	その他	補助金の支払いについて、事業終了後に報告書を提出してからどのくらいの期間で支払われるのか	事業終了後における補助金の支払は、遅くとも、令和7年（2025年）3月31日までに予定されています。	
31	その他	計画時と実行時で変更が生じた時は、事前に変更届（申請）が必要か	軽微な変更の場合は、変更申請の必要はありませんが、もともと計画に挙がっていない支出をする場合などは、必要に応じて変更申請をしていただくこととなります。いずれにしても、当初の計画と内容が変わる場合は、事前に県へご相談ください。	